

年 月 日

個人情報の訂正等申請書

ガステックサービス株式会社 宛

個人情報の保護に関する法律第26条及び第29条に基づき、ガステックサービス株式会社が保有している、訂正等請求対象者本人に関する「保有個人データ」の訂正等を請求します。

申請者	〒 - 住 所
	ふりがな 氏 名 印
	連絡先電話番号（自宅・携帯電話・勤務先・その他） - -
	申請者の区分を選択してください。 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同居の家族 <input type="checkbox"/> 委任による代理人 <input type="checkbox"/> 法定代理人

申請者が訂正等請求対象者本人以外の場合は、下欄を必ずご記入ください。

訂正等請求対象者本人	〒 - 住 所
	ふりがな 氏 名
	連絡先電話番号（自宅・携帯電話・勤務先・その他） - -

ご記入いただいた個人情報は、訂正等のご請求への対応以外の目的には使用いたしません。

1. 訂正等を請求する内容

<input type="checkbox"/> 訂正	<input type="checkbox"/> 追加	<input type="checkbox"/> 削除
-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

2. 訂正等を請求する保有個人データの分類

(LP ガス供給、ぱっとメール会員等具体的なサービス名をご記入ください)

--

3. 訂正等を請求する箇所

	保有個人データ項目名		訂正等の内容
1		誤(現状)	
		正	
2		誤(現状)	
		正	
3		誤(現状)	
		正	

4 箇所以上になる場合は、別紙に上記項目をご記入いただき、添付してください。

本申請書と下記の必要書類を同封して、ガステックサービス株式会社個人情報開示窓口まで郵送してください。

必要書類について

(1) ご本人が申請の場合 または 同居のご家族が申請の場合	以下のいずれか1点のコピーを同封してください。 運転免許証、住民基本台帳カード、戸籍抄本(住所、氏名等の必要事項のみ)、住民票の写し(住所、氏名等の必要事項のみ)、パスポート、各種保険の被保険者証(診療録部分は不要です)、介護保険の被保険者証、年金手帳、恩給証書、外国人登録証明書 転居等により、ご本人の現住所と当社の登録住所が異なる場合は、転居の履歴がわかる住民票の提出をお願いいたします。 本籍地が記載されている証明書の場合は、お手数ですが、「本籍地」部分は紙を貼るなどして隠してからコピーをおとりくださいますようお願いいたします。
(2) 委任による代理人 が申請者の場合	以下のすべてを同封してください。 ・本人が発行する委任状(実印で押印) ・本人の印鑑証明書 ・本人の住民票の写し ・代理人本人であることを確認するための書類(上記1と同様)
(3) 法定代理人が申請者の場合	(ア)未成年者の法定代理人の場合 以下のすべてを同封してください。 ・法定代理権があることを確認するための書類(戸籍抄本等) ・未成年者の法定代理人本人であることを確認するための書類(上記1と同様) (イ)成年被後見人の法定代理人の場合 以下のすべてを同封してください。 ・後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項 ・成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類(上記1と同様)

手数料等について

保有個人データの分類(当社の提供するサービス名)及び保有個人データ項目名を特定していただいたうえで、訂正等をご請求いただく場合の手数料は無料です。

保有個人データの分類(当社の提供するサービス名)及び保有個人データ項目名を特定していただけない場合は、まず開示をご請求いただき、訂正等のご請求をされる「保有個人データ」を特定していただけます。(この場合、開示請求に関する所定の手数料等が必要となります)

注意事項

所定の申請書類に不備がある場合は、訂正等のご請求に応じられない場合があります。

本人確認資料等が同封されていない、または本人確認資料等に不鮮明な箇所があるなどにより本人確認ができない場合は、その旨当社からご連絡申し上げたうえで、ご提出いただいた書面等一式をご返却いたします。お手数ですが、再度のご提出をお願いいたします。

申請書等の印刷費、本人確認書類の取得費、郵送料等の経費は、すべてご本人負担とさせていただきます。また、訂正等のご請求に際してご提出いただいた書面等(本人確認書類を含む)は、ご返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

代理人による申請の場合、代理権が確認できない場合は訂正等のご請求に応じられません。

訂正等のご請求でご指摘いただいた内容が、その利用目的からみて訂正等の必要がない場合や、ご指摘の内容が客観的にみて正しくない場合は、訂正等のご請求に応じられない場合があります。

訂正等のご請求に際して、ご提出いただくすべての書面等が当社窓口に着し、当社が受領した時をもって訂正等の手続きが開始されるものとします。訂正等の手続きの開始からその結果の通知まで、お時間をいただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

訂正等の結果通知の方法は、書面により行い、原則として申請書に記載の本人のご住所宛に郵送いたします。委任による代理人が申請者の場合でも、申請書に記載の訂正等請求対象者本人のご住所宛に郵送いたします。また、法定代理人が申請者の場合は、申請書に記載の法定代理人のご住所宛に郵送いたします。

この訂正等のご請求手続きでご提供された個人情報は、本人確認、保有個人データとの照合、本人または申請者との連絡等、必要な範囲で利用し、措置及び結果通知終了後、適切な期間・方法で廃棄いたします。